

京都市デジタル式運行記録計導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般廃棄物収集運搬業許可業者（取扱廃棄物の種類が「ごみ」である許可を有する者に限る。以下「許可業者」という。）が、収集運搬業務における安全管理の徹底を目的として、デジタル式運行記録計（車両の速度、距離、時間を把握し、運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成し記録する装置、それらを接続する部品、事業所用機器に運行データを伝達するための専用装置等で構成される一連の機器で、本市が適切と認めたものをいう。以下「デジタコ」という。）を事業の用に供する機器として導入する事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金の交付の対象者)

第2条 補助金は、許可業者が、登録予定又は既存の許可車両（許可業者が本市から貸与されたＩＤタグカードを使用して本市クリーンセンターに一般廃棄物を搬入するために用いることを認められた車両をいう。以下同じ。）に新たにデジタコを導入する事業であって市長が適当と認めるもの（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において交付する。

- 2 前項の許可車両は、補助金の交付を受けようとする許可業者が所有するものとする。ただし、リース契約又は割賦販売契約に基づき車両を使用する場合、その他市長が認めた場合で、所有者からの同意を得たものについては、この限りではない。
- 3 補助事業は、登録予定の車両にあっては、デジタコが設置されていない許可車両に替えて調達する車両であって、補助金の交付決定を受ける年度中に許可車両として登録されるもの（第4条第1項の規定による申請時に既に許可車両として登録されているものを除く。）にデジタコを導入するものでなければならない。
- 4 次に掲げる者は、補助金の交付の対象者としない。
 - (1) 暴力団員等（京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する者をいう。以下同じ。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、デジタコの導入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と100,000円のいずれか低い額を上限額とする。
- 2 前項のデジタコの導入に要する費用は、デジタコ及びこれに付属する操作機器（操作パッド等）、表示機、メモリーカード（1枚）、センサーハーネス（温度センサーやＥＴＣ等のデジタコと関わりがない部品を除く）、車載器の通信機器、リーダライタ、加速度等を

検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報等を記録又は伝達するための装置、これらの装置を接続する部品等で構成される一連の機器、車載器を車両に取り付けるための付属部品並びに取付工事に係る価格を指し、車両本体及び架装部分に係る価格を除くものとする。

- 3 デジタコに係る値引きが行われたときは、値引き後の価格に2分の1を乗じて補助金の額を算定するものとする。
- 4 デジタコを車両本体及び架装部分と一体で購入する場合におけるデジタコの値引きの額は、値引前の車両総額に占めるデジタコの導入に要する費用の割合を当該デジタコ、車両本体及び架装部分の値引きの総額に乘じることにより算定するものとする。
- 5 前項の場合において、デジタコに係る値引き後の価格に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる期間内に、デジタル式運行記録計導入支援補助金交付申請書（第1号様式）に係る書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 募集期間

補助実施年度の7月1日から7月31日（同日が京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する本市の休日でない日）まで

(2) 追加募集期間

前号に定める期間の最終日の翌日から各年度の1月31日（同日が本市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する本市の休日でない日）まで

- 2 前項の関係書類は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号の書類にあっては、内訳にデジタコの型式名及び金額等の記載があるものとする。

- (1) デジタコ又は車両の販売会社（割賦販売法第3条第1項に規定する割賦販売業者を含む。以下同じ。）が作成した見積書の写し
- (2) デジタコ又は車両の販売会社との契約書又は注文請書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、次のいずれかの決定を行うものとする。

- (1) 申請の内容が適当であり、かつ、予算の範囲内である場合 その補助金交付申請額の全部又は一部について条例第10条第1項又は第2項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）
- (2) 申請の内容が適当であるが、予算が不足するために交付決定の対象とならない場合 その補助金交付申請額の全部又は一部について順位を付した補欠決定（以下「補欠決定」という。）
- (3) 申請の内容が不適当である場合 条例第10条第3項の規定による不交付決定（以

下「不交付決定」という。)

- 2 前項の決定は、前条第1項第1号の期間内に行われた交付申請にあっては当該期間の最終日の翌日から起算して28日以内に、同項第2号の期間内に行われた交付申請にあっては申請書を受け付けた日の翌日から起算して28日以内に行うものとする。
- 3 前条第1項第1号の期間内に行われた交付申請のうち申請の内容が適当であると認めるものについて、予算が不足するためにその全てについて交付決定を行うことができないときは、次のとおり交付決定及び補欠決定を行う。
 - (1) 各申請者の申請のうち1台目の許可車両に係るものを優先して交付決定を行う。
 - (2) 前号の交付決定の後、各申請者の申請のうち2台目以降の許可車両に係るものについて交付決定を行う。
 - (3) 前2号の各段階において、予算が不足するために全ての申請に対して交付決定ができないときは、抽選により交付決定の対象者及び補欠決定の順位を決定する。
- 4 前条第1項第2号の期間内に行われた交付申請については、先着順に第1項の決定を行う。ただし、同日中に行われた交付申請のうち申請の内容が適当であると認めるものについて、予算が不足するためにその全てについて交付決定を行うことができないときは、前項の例により交付決定及び補欠決定を行う。
- 5 市長は、補欠決定のうちその順位が最も上位であるものに係る交付予定額が、当該年度の予算額から補助金の交付額及び交付予定額の総額を差し引いた残額の範囲内となったときは、当該補欠決定に係る申請について交付決定を行う。
- 6 市長は、交付決定をしたときはデジタル式運行記録計導入支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補欠決定又は不交付決定をしたときはその都度定める文書により、申請者に通知する。

(申請内容の変更等)

- 第6条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第6項の規定による通知を受けた後、申請内容に変更が生じたときは、デジタル式運行記録計導入支援補助金変更承認申請書(第3号様式)に第4条第2項各号に掲げる関係書類のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに、デジタル式運行記録計導入支援補助金変更承認通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。
 - 3 補助事業者は、前条第6項又は前項の規定による通知を受けた後、交付決定に係る補助事業を廃止しようとするときは、速やかにデジタル式運行記録計導入支援補助金廃止承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに、デジタル式運行記録計導入補助金廃止承認通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。
 - 5 前各項の規定は、補欠決定を受けた者が、前条第5項の規定による交付決定を受けるまでの間に申請内容を変更しようとし、又は補助事業を廃止しようとする場合に準用する。

(実績報告)

第7条 条例第18条第1項の規定による報告は、補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の3月15日（これらの日が本市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する本市の休日でない日）のいずれか早い日までに、デジタル式運行記録計導入支援補助金実績報告書（第7号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の「補助事業の完了の日」とは、当該補助事業により許可車両にデジタコを導入し、かつ、当該デジタコに係る代金の支払を完了した日をいう。

3 第1項の関係書類は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号の書類にあっては、内訳にデジタコの型式名及び金額等の記載があるものとする。

(1) デジタコ又は車両の販売会社との契約書又は注文請書の写し（交付申請時に提出済みの場合を除く。）

(2) デジタコ又は車両に係る代金の請求書及び支払を証する書類（領収書等）の写し（請求書及び支払を証する書類の写し。）

(3) 自動車検査証の写し

(4) デジタコ（許可車両に取付後のもの）の外観写真

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の決定）

第8条 市長は、前条第1項の報告があった場合において、補助事業の実績が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付予定額の範囲内で交付額を決定し、デジタル式運行記録計導入支援補助金交付額決定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第9条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、デジタル式運行記録計導入支援補助金交付請求書（第9号様式）に当該通知書の写しを添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
（財産の管理及び処分等の制限）

第10条 補助事業者は、補助金の交付により導入したデジタコ（以下「本件財産」という。）について、補助事業の完了の日後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って適切に活用するものとする。

2 補助事業者は、本件財産について補助事業の完了の日から起算して3年間、許可車両へ取り付けたまま使用するとともに、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 前項の市長の承認の申請は、デジタル式運行記録計導入支援補助金財産処分等承認申請書（第10号様式）により行うものとする。

4 市長は、前項の申請について承認したときは、デジタル式運行記録計導入支援補助金財産処分等承認通知書（第11号様式）により通知するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第 1 1 条 市長は、補助事業者が条例第 2 2 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更するとともに、既に補助金を交付している場合は、その全部又は一部について条例第 2 3 条の規定に基づき返還を命じることができる。

(調査その他本市の施策に対する協力)

第 1 2 条 補助事業者は、補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2 補助事業者は、本事業の趣旨を踏まえ、一般廃棄物収集運搬業の業務における安全管理の徹底等に努めなければならない。

(補則)

第 1 3 条 この要綱の施行に関して必要な事項は、環境政策局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。